

令和8年
4月1日
施行

道路交通法 一部改定のポイント

自転車などに対する交通反則通告制度が適用に（「青切符」による取り締まりを行う制度）

※※交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に交通反則知書（青切符）が交付され、違反者が反則金を納付すれば刑事罰が科されない制度です。※※

自転車関連事故や自転車の違反による検挙件数が増え、取り締まりに実効性や合理化が求められる中、
刑事手続とは異なるこの制度の導入により、比較的軽微な違反が迅速かつ円滑に処理されます。

対象となる違反行為の例と反則金額

携帯電話の使用など（保持）



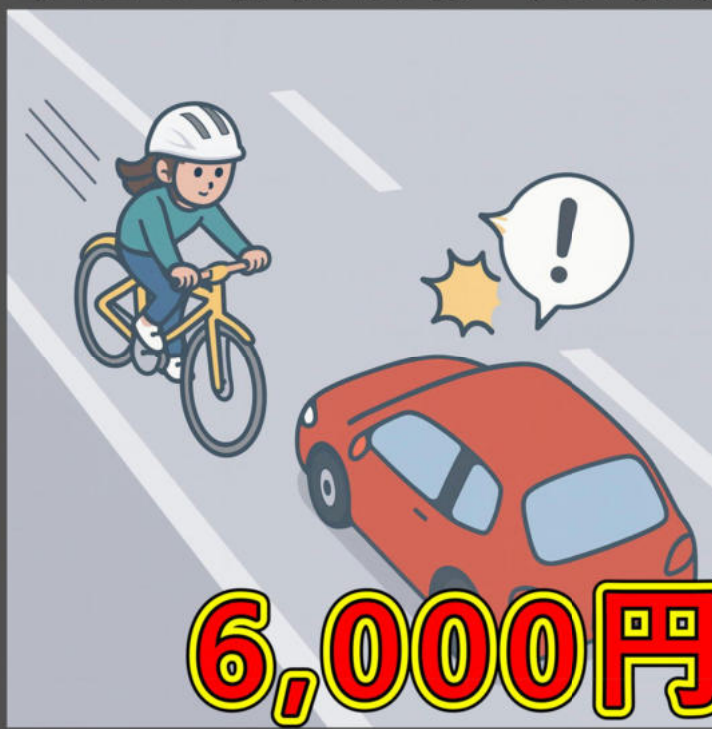
イヤホンの使用（音量制限）



取り締まりの対象年齢は
16歳以上から！

走行中に携帯電話を使用して交通の危険が生じたり、「酒酔い運転」や「妨害運転」など、特に悪質な違反行為は交通反則通告制度の対象外のため、これまで通り「赤切符」を受け、刑事手続きとなります。

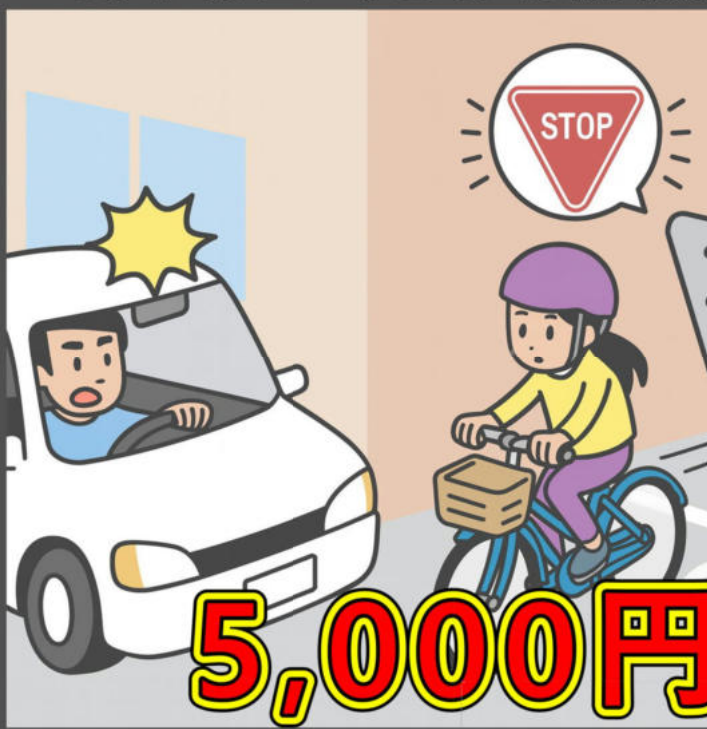
車道の右側通行（走行）



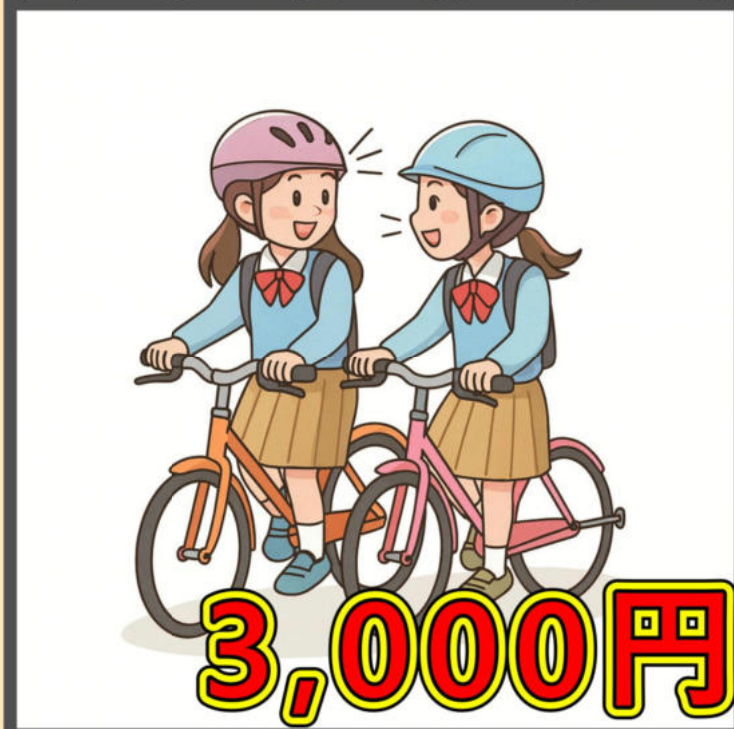
信号無視（赤色など）



一時不停止（とまれ無視）



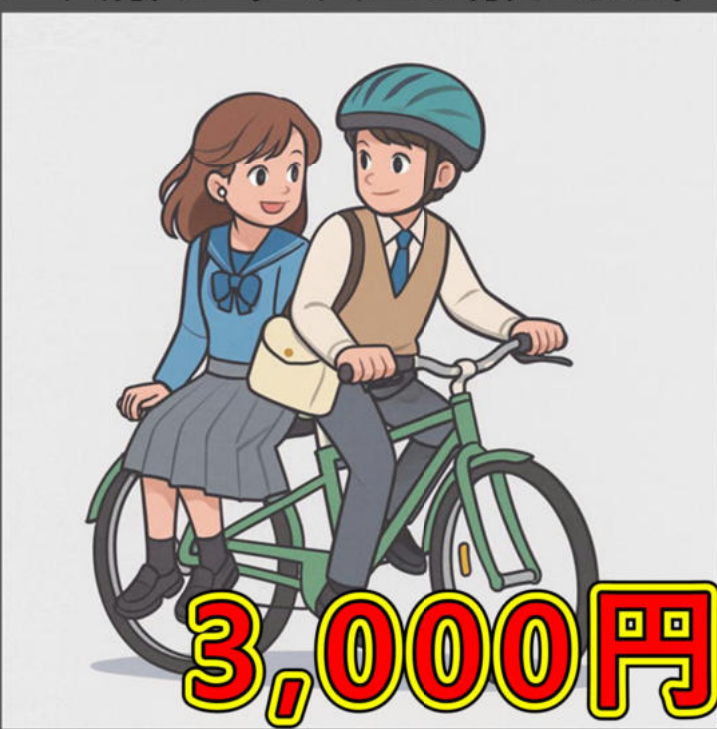
並び走行など



無灯火（ライト無点灯）



二人乗り（二人立ち乗りなど）



遮断踏切立ち入り



ブレーキ不備（整備不良など）



警察官の指導や警告を受けた場合は
すみやかに従わなければなりません。

警告に従わずに違反行為を続けた場合や通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は、取り締まり対象となります。

取り締まりは、自転車事故が多い場所や時間帯で重点的に実施されます。

自転車ヘルメットを着用しよう！

2024年自転車事故死亡者数の主な例（半数が頭部損傷）



自転車ヘルメット着用が努力義務になりました
（道路交通法の一部改定、2023年4月1日施行）